

三心釋の展開過程

—「本典」の成立に關する一考察—

禿 諦 住

—

傳統を背景とする宗祖己證の教學が、「眞宗學」と呼稱せらるゝならば、まさしく「眞宗學」の旅立ちは、これを宗祖建仁の入信に安かなければならない。然るに斯學の完成せる整型が三願轉入の批判に據つて統一を與へられ、以てそれが成立を見るに至つたものであることは此所に贅語を要せないであらう。^①

① 此の組織の問題に就いては、拙稿「本典の組織より見たる行信の問題」(本誌十(五ノ一)参照を乞ふ。

されば此の入信の領解の展開して、轉入の思想表現を得るに至りし信境の發展は、此の過程に「眞宗學」の構成せらるゝ最も具體的な領域を受持つものとして、特に重要な意義を有するものと看られねばならぬ。即ち三經の提擧を基準として、七祖の教學が具體的に「眞宗學」を己證せしむる役割にあるならば、此の過程を彩つた研鑽が宗祖に於ける七祖教學の體系的な検討の足跡であり、^②

これ實に宗祖が入信の領解を携へて佛教史の傳統に向ひ、其の領解に従つて佛教史を考察し、斯くて其所に選擇せられたものが「本典」を組織せしめた七祖の教學であり、それに基礎付けられた「眞宗學」の本質的特徴の闡顯であつたと云ふことが出来るであらう。

② 此れに就ては別に稿を更める豫定である。

然らば、宗祖に於ける斯様な領解の發展は、之を我々が如何に跡付け得るであらうか。然るに「本典」六卷の組織にあつて、其れが顯彰せんとする窮極の目標は、實にこれ往相廻向の眞實行信を措いて他に求むべくもない。従つて信境展開の事實は、傳統の領解に裏付けられた此の眞實行信の體解を實證する體系の論理的窮明であり、それは正定聚の機の享受する「信樂」そのものゝ妥當的な基礎付けを明瞭ならしむることに他ならぬ。即ち具體的に、「然愚禿釋、鸞建仁辛酉曆棄雜行二分歸本願」(自釋 五八右)と云へる入信の領解が、其れを批判するときは三願轉入の過程をその内容に回顧せしめ、「信卷」に「選擇廻向之直心」(自釋 一九左)と云はれ、「本願力廻向之信心」(自釋 廿九右)等と領解せらるゝ内容たりしことの論理的關係を跡付けることでなければならぬ。斯くて宗祖はこの「信樂」の論證を如何にして自からの入信の領解にたどり、傳統の教學に批判して其の必然を立證し得られたであらうか。蓋しこの問題は、それが内面的に事實「本典」の成立過程を明らかならしむるものとして、極めて緊切の問題たるを失はない。

されば今斯かる意味に於て、先に問へる「行信に於ける背景の研究序説」(本十五ノ四誌)の後を承けて、其の具體的内容の検討に向ひ、暫らく其れが展開の一端を論攷し、「本典」成立の一面を考察して此所に諸賢の是正を仰ぎたいと希ふ次第である。

二

然るに今この問題の考察に當つて、我々の研尋し得る方途は、遂に先づ祖典に於て「三心釋」に對する宗祖の領解の進展を注視することではなからうか。云ふまでもなく「三心釋」は、「明辨定三心」(スラト)以爲「正因」(散善義)と述べられて善導教義の核心であり、其の解説は「偏依善導」の元祖を承けて、淨土異流の學匠もその全力を此れが闡明に傾倒せると云つてよい。宗祖にあつても此の傾向は顯著なるものであり、特に「行々相對」の祖門の傳統を承けて、其の「行」の選擇に對する機の決定に必然的な論證を缺く點より出發し、^①「信卷」には遂にこれを「信樂有一念」(自釋)と強調するに至つた宗祖の場合にあつて、其の己證の端緒は又此の三心釋を措いて他に求め得られないと云つてよいであらう。

① それは既に自明のことながら、特に本問題に關しては次第に論攷せらるるであらう。

されば古來の學匠にあつても、夙に此の事實を指摘し、深勵師の如きも、其の己證の特に明著なる「至誠心釋」を捉へて、「此の至誠心の釋から西鎮今の三家の法義がわかれ出るなり」(愚禿鈔講義四)等

と云ひ、「信卷」の至心釋の所依として、「今家相傳」の肝要なり等と論じてゐる。

然り而して今此の「三心釋」の祖典に於ける依用の足跡を概觀するも、其の主なるものとして我々は之を「本典」、「文類聚鈔」、並に「愚禿鈔」(下卷)等を擧げることが出来る。然るに此等にあつて、先づ「本典」と「愚禿鈔」の三心釋を比較するときは、「愚禿鈔」のそれが追文的に三心釋を抜粹し、列目標示之を圖式表現として解説するに對して、「本典」は特にこれを解説せず、其の組織體系に従つて各卷(特に「信」、「化」兩卷)に織り交せ、又其の精神より、其の語句までもかり來りて「三心一心」の問答を試みてゐる。加之、又「文類聚鈔」にも同様の釋を試み、且つ「本典」の「化卷」と同じく、其れよりも直接的に、此の三心を以て「大經」の「三心」との融會を試みてゐる。即ち此れに依れば、「本典」に於ける「信卷」の眼目たる第十八願の内容としての三信釋は、大觀二經の三信・三心一異の釋を通じて、「愚禿鈔」に於ける三心釋の精神より創めて辿り得らるゝのではなからうか。^②

② 「愚禿鈔」が思想的に「本典」以前に位すること、其の論證に就いては拙著「行信の體系的研究」(本論 參照せられたし)。

即ち此の間に於ける三心釋の發展を、「化卷」に「依釋家之意」(自釋 四三五)等と云へるに據して、善導の教學に映じ、異流の釋義に比して跡付けることは、今の問題に關して最も重要なことであり、又許容せられねばならぬ事實ではなからうか。

三

然るに此の問題の考察に當つて、我々の最初にまづ跡付け得る隱當の道は、一往「本典」以前に位置する文献の絶無であると云ふ關係から、其れは完成せられたる「本典」の組織表現よりの逆觀であらう。即ち「信卷」にあつて、其の眉目であり、同卷の本質的特徴であると云ふも過言でない「信樂」の解説を根據として、此の過程を「信樂」の批判する領域に求めることが、今の問題に關して先づ最初に要求せらるゝことであらう。然るに「本典」の組織に於ける「信卷」の任務は、其れが「正定聚之機」を標榜して「化卷」の邪定・不定の機に對し、其れを批判しつゝ一面に「行卷」に提示せらるゝ眞實行信の體解を實證することに意義付けらるゝ。①即ち此の立場に於て、始めて「信樂」の論證が純粹に本願力廻向のものとして、其の位置を得ると云ふ關係に安かれると云ふことになるであらう。

① 拙稿「本典の組織より見たる行信の問題」(十五ノ一) 本誌 参照を乞ふ。

斯くて此所に「信樂」の批判する領域は、「化卷」に指摘せらるゝ邪定・不定の機に於ける方便行信のそれであり、「本典」の成立が三願轉入の批判に根據を安ける組織である以上、其の過程の批判は此の逆觀の立場に於て先づ要門のそれであり、次で之に「准知」せられた眞門判の徹底でなければならぬ。斯くて宗祖は、傳統に於て「行々相對」した要弘の釋に對して、要門のそれを「心信相對」(此の用語が許されるならば)の立場に於て要門の修心を批判し、

「然常沒凡愚定心難修息慮凝心故散心難行廢惡修善故是以立相住心尙難成故言縱盡千年壽法

眼未會開何況無相離念誠難獲故言如來懸知末代罪濁凡夫立相住心尙不能得何況離相而求事者如似無術通人居空立舍也云々(自釋 四六右)

と述べ、更に其の批判を「行」の本質に向け、眞門のそれを元祖が「選擇集」に「當知生死之家以疑爲所止涅槃之城以信爲能入」(本ノ四 二右)と云ひつゝ、然も「和語燈錄」には、「衆生稱念必得往生と知りぬれば自然に三心を具足する故に」等(五ノ二 二右)と云へる判釋の陥り易い誤謬を指摘せるが如く、これを「念佛」の一法に就いて、

「悲哉垢障凡愚自從無際已來助正間雜定散心雜故出離無其期自度流轉輪廻超過微塵劫巨歸佛願力巨入大信海良可傷嗟深可悲嘆凡大小聖人一切善人以本願嘉號爲己善根故不能生信不了佛智不能了知建立彼因故無入報土也」(自釋 五二左)

等と批判し、「信樂」に對立する「心」の段階を明らかにし、以て「信樂」の論證の背景となしてゐる。加之、又事實「化卷」の提擧にあつては、この要・眞二門の機に於ける批判の成立を見ずしては、其所に轉入の領解も亦その成立を見ることが出来なかつたと云ふことゝなるであらう。

然らば、三願轉入の領解を示唆する此の要・眞二門の批判は、如何にして成立の過程的根據を與へられたであらうか。然るに此等の批判の根據は、それが元祖の要弘廢立の批判を根底とせる己證の隱顯釋によることは、此所に多言を要せないのであらう。即ち宗祖によれば、「大無量壽經」の三信

と「觀無量壽經」の三心の一異を批判比較せんとするに當り、「觀經」の三心が「大經」の三心に對するときは、其所に隱顯の二義ありて、廢立釋の所廢を却つて統攝せしむるの佛意を認め、斯くて此れを、

「依釋家之意按無量壽佛觀經者有顯彰隱密義言顯者即顯定散諸善開三輩三心然二善三福非報土真因諸機三心自利各別而非利他一心如來異方便忻慕淨土善根是此經之意即是顯義也言彰者彰如來弘願演暢利他通入一心云々」(自釋四三右)

等と看られてゐる。即ちこれ傳統の廢立釋に於ける念佛諸行の行々相對が、其の要弘判に見られる。「心」の批判の必然的な論證を闕くことゝ、其の廢せられたる諸行の不必然なる容認(二類各生)を制して、諸行の廻心の必至的なるを願意に認めて、此れを統攝せんとし、其所に入信の領解の優秀なる内容を必然的な論理關係の基礎付けのもとに置かんとしたものであると云ふべきであらう。されば即ち此所に念佛諸行各々の「心」を批判して二經の三心が遂に、

「大經觀經依顯義異依彰義一也」(自釋四四右)

との結論を見るに至つたものであつて、この領解が更に徹底する所に「阿彌陀經」の一心の釋を見出し、

「准知觀經此經亦應有顯彰隱密之義」(自釋四九右)

と解せられて、深き機の自力執心に對する教法の善巧を喜び、願に依つて機の批判を明著ならしめてゐる。即ち此の二經隱顯の義が、「化卷」の所謂

「三經大綱雖有顯彰隱密之義彰信心爲能入……三經一心之義答竟」(自釋 四九左)

と云へる批判に到達せる所に、廢立の釋は其の生彩ある展開の領域を奪はれ、斯くてこの隱顯釋が三經開設の本義を「信心」の領受に見出さしめ、此の「信」に統一せしめて、却つて「行」を批判し、その批判の進展に三願轉入の領解を可能ならしめ、確立せしめたものと見る事が出来るであらう。

四

斯くの如く、此の廢立より隱顯への批判の進展が、機にあつて三願轉入の過程を可能ならしめたとすれば、此の釋義の展開は釋家の意に依りて如何に成立したであらうか。我々は今釋家の意と云へるに囚はれて、徒に「隱顯」の語例の如きを強ひて善導の教學に求めやうとするものではない。寧ろ我々は其所に釋義の必然的な展開の餘裕の存することを「釋家之意」として考慮せんとするものであつて、其の間古來の學匠の多くが企てたるが如き兩者の直接的な會合を事とする解釋的方法是、之を採り能はぬ所である。即ち我々は唯これを傳統の教學に對する宗祖の信境の展開のみに求むべきであるとなすものであつて、其れは上來の主張に於て此語を更に加附する迄もない。されば今、斯かる意味を考慮しつゝ、宗學に對する善導教義の主張を眺めるときは、善導が「觀經」を釋して、

「其要門者即此觀經定散二門是也定即息慮以凝心散即廢惡以修善廻斯二行求願往生也」

(玄義分)
(二丁左)

となし、これに對する「大經」を、

「言弘願者如大經說一切善惡凡夫得生者莫不皆乘阿彌陀佛大願業力爲増上緣也」(同上)

となしてゐる。これ即ち先に擧げたるが如く宗祖の要門批判の根底であることは勿論であるが、此の意を善導の釋にたどるときは、宗祖隱顯の義に對して、其の歸趣が「散善義」の、

「上來雖說定散兩門之益望佛本願意在衆生一向專稱彌陀佛名」(三十)

と云へるにあることは著明なる事實である。併しながら、これは一經の隱顯ではなくて、廢立たる

こと勿論であり、善導による「觀經」の釋義はこれに盡きてゐる。従つて、これに關して從來宗祖の己證を此所に望み、釋相廢立釋意隱顯等の見解が一般的に使用せられてゐた。然るに廢立、隱顯の兩義は、「選擇集」に對する「本典」の組織に於て明らかなるが如く、前者は一願該攝なるが故に廢立であり、後者は三願別立して論せられる所に隱顯の義の成立を特徴づけてゐる。即ち廢立は言ふ迄もなく「行」に就き、隱顯は「信」に關する内面的批判の考察に旅立てるものである。加之、廢立に於ける今の釋義も、其れが實證は遂にこれを衆生の機(信)の領得に求められねばならず、従つて元祖も之に關しては、先に擧げたるが如く「涅槃之城以信爲能入」と論じてゐる。即ち其の決定は「信」

の問題であり、斯くて隱顯釋にあつては、觀・小二經の釋共に他力の大信に實證せらるゝところに其の位置の決定を認められてゐる。然るに、この點に關して、自然に三心を具すと云へる廢立釋の背景は、「信」の論證の必然性のために、隱顯釋に轉せねばならぬ缺點が指摘せらるゝであらう。

斯くて、宗祖に於ける「觀經」解説の特徴を見るに、一經隱義が弘願の演暢する

「利他^①通入一心」(自釋 四三右)

なるに對し、顯義の三心が、

「自利各別^②而非利他^{ニシテ}一心」(同上)

と云ふことである。(小經の顯義に於ける、それは「勵自利一心云々」(自釋 四九右)とある。)然るにこの自利利他は、それが自行化他の意ではなく、自力・他力の意であることは此所に解説を要せないのであらう。

①② この自利・利他とは、それを「愚禿鈔」に於ける「至誠心釋」の例に倣へば概ね自力他力の義であり、此れに就いて安井教授(本誌 十二ノ一)の説の如きも、「雲樹院師は之を自力他力の意味となし、一箇所だけ自行化他の意味に見られたのである。私としても是以上の考へは出ない」云々とあり、最も自然な見方であらう。

従つて、此の三心の自力・他力の判釋こそが、善導の釋義を展開せしめて、己證の特徴となり、其の批判の進展する所、小經釋への發展が、此所に廢立釋の行き詰りを其れが「一心」の釋に指摘せしめ、其の義に替つて隱顯釋の根據を願意の上にとらしめたものと見る事が出来ないであらうか。「而

して此の領解を可能ならしめたところに、却つて「按」せられた「釋家之意」による釋義の必然的な展開が存したのではなかつたであらうか。

然るに如上の逆觀に對し、此の三心の自力他力の判釋の進展を跡付けるものは、之に應ずる順觀であり、これに就いて宗祖は既に「愚禿鈔」に此の義を解説し、其の卷末の如き、「大經」の三信との關係論に及び、其れが、

「竊按觀經三心往生者是則諸機自力各別之三心也爲歸大經三信也勸誘諸機欲使通入三信也三信者斯則金剛真心不可思議信心海也」(下ノ二)

等と判せられて、然も其の源、實に同鈔に於ける「至誠心」の自力々他(自力・他力)に端を發してゐる。

③ 「愚禿鈔」下(二丁) 參照を乞ふ。

即ちこの「至誠心」の釋に於ける自力・他力の批判こそが、實に宗祖の獨創であつて、此れを基調とせる領解の發展に、「眞宗學」の創建が構築せられ、組織せられたであらうことは、強ち此所に我々の強調を要せないであらう。即ち此の至誠心釋が、「行々相對」の相承に於ける入信の内容に對し、念佛諸行對の念佛に就いて吟味の第一歩を印し、其れが三心の全般に涉るところ、三信への通入の論據を見出し、斯くてそれが未だ「愚禿鈔」に顯はれざる隱顯釋の成立へと導かれたのではなかつた

であらうか。若し然らば、此の過程が衆機を批判し、以て願意を辿るところ、三經の隱顯を背景として其所に三願轉入の領解の成立するに至る展開の自然さを跡付け得るのではなからうか。即ち斯くて、之を「本典」の組織に廻顧するとき、この領解が展開して、「信卷」に「觀經」に於ける隱彰の義の成立によりて解釋を得たる「大經」の三信と、並に其れを領受せる論主の一心によりて實證せらるゝ「信樂」の論證が、自から三一問答となり、遂に「信樂有「一念」と點じて、「本典」の領解規範となることの必然さを知ることが出来るであらう。

斯くて、我々の任務は此所に當然「三心釋」の窮極的な展開としての三一問答の検討に移り、宗祖の所謂、

「特開^ニ一心華文^ヲ」(自釋^ニ十九右)

と云へる論理的關係を考察せねばならないであらう。

五

然しながら、我々は其れに先立ちて一往元祖及び、其の釋義を中心とせる異流の大・觀二經の三心釋を顧み、以て宗祖己證の展開系路を明著ならしめねばならぬ。然るに元祖の場合にありては、もとより「偏依善導一師」を立場とし、廢立を以て貫ぬくところ、「行」の選擇はあれど、「信」の批判は必ずしも必然の論證を持てるものではない。即ち其れは先にも擧げたるが如く、「選擇集」には、

「當_ニ知_ル生死之家_ノ以_レ疑_フ爲_シ所_ト止_ト涅槃之域_ノ以_レ信_ヲ爲_ス能_ク入_ル」(本ノ四)

と述べてはゐるが、其の「信」の決定たるや、「衆生稱念必得往生と知りぬれば自然に三心を具足する故」にの風情であつて、此の文を以て善導が第十八願釋に三信の解説を省略した理由となしてゐる。従つて、此等によるに、善導元祖に於ては、「觀經」三心の解説は詳密を極むれども、其の提撕は遂に「行」の選擇に歸し、これに對し、この「行」の領受を決定する「信」の批判は其の論證に乏しきのみか、大觀二經の三信三心に關して、其の間に判然たる區別を認めなかつたことは明らかであると云つてよいであらう。何故ならば、此の事實は兩經の三心を擧げて之を對配せるものが漸く元祖に初まりし事に依りても知ることが出来るやうである。即ち元祖は、「和語證錄」に兩者の全同を證してこれを、

「阿彌陀佛の本願の文に設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不_レ生者不取_ニ正覺_ヲと云ふ。此文に至心と云は觀經に明す所の三心の中の至誠心に當れり。信樂と云は深心に當れり。欲生我國は廻向發願心に當れり。此等をふさねて命終るを期として亂れぬものを一心不亂とは申す也」(卷三 十九右)

と述べてゐる。

されば元祖末流の齊しく兩經の三心を同一視することは言を俟たず、鎮西家にありて纔かに「觀

經の三心に横・豎の二種別あるを認め、これを例せば、辨阿の「末代念佛授手印」に、「有_二三種_一三心」として、

「二者横ノ三心一心ニ具ス三心ヲ者
是横ノ三心也

二者豎ノ三心三心各別ニ置ケル一ニ三
之言ヲ是豎ノ三心也」(谷大・宗
大三一八八)

等となし、又了譽の「釋淨土二藏義」(卷第
十四)には、其の卷頭に、

「一心即三名爲横 三心即一名爲豎」

等と云へる頌を揚げ、これを、

「大經云至心信樂欲生我國上小經云一心不亂上論云世尊我一心上是横ノ三心證也觀經云一者至誠

心二者深心三者廻向發願心具三心者必生彼國上是豎ノ三心證也」(二三左)

と分ち、其の豎の三心が横の三心に三即一と合するを、

「ト堅者衆生始入テ行門ニ時若有シ虛假心ハ即障ニ往生ヲ故佛說ニ一者至誠心ト時除キ虛假心ヲ而具ス至誠心ニ而未レ

具レ後二心ヲ又說ニ二者深心ト時除キ疑心ヲ具ス深心ヲ而未レ具ス第三心ヲ……如是除ニ三病之時待ニ二三說ニ

具ス三心ニ而正論ニ心體ヲ只是願往生ノ一心也ト云ニ三心即一心也ト」(三丁
右一)

となし、兩者の別を、

「一心無差ナレ對治病時ノ三心前後スレ此横ノ三心不次第ノ三心也豎ノ三心次第ノ三心也」(三丁
左)

と述べて、其の歸趣を示してゐる。

〔これ宗祖が、「唯信鈔文意」に、

「觀經の三心をえてのちに、大經の三心を得るを一心をうるとはいふなり。このゆへに大經の三心をえざるを一心かぐるといふなり。……觀經の三心は定機散機の自力の心なり。定散の二

善を廻して大經の三信をえんとねがふ方便の深心と至誠心と知るべし〕(中外版聖典七三〇)

と云ひ、先に擧ぐる「愚禿鈔」の融會と齊しく「觀經和讚」の、

「定散諸機各別の、自力の三心ひるがへし、如來利他の信心に、通入せんとねがふべし」

等と領解せるに對し、興味ある對比ではなからうか。

されど、鎮西流にありて、其の主張が一往斯くの如く、其所に横・豎の別を跡付け得るとしても、畢竟それは宗祖の場合に見らるゝが如き、〔方便として眞實に對するものではなく、〕自力他力と云へるが如き本質上の區別を意味せず、且又其等は願意の上に展開せるものでもなくて、唯衆機の差別に過ぎず、二經の三心は寧ろ偶然的に或る一定の機に於て同一であり、餘他の機に於ては差別を見ると云ふが如き論證にあり、其の間の必然性は遂にこれを求むることが出来ない。然るに又西山家に至りては、其所に如上の如き見解をさへ認めず、直ちに三心は二經に於て全同であつて、例へば彼の「淨土竹林鈔」の如き、

「至心を名^ケ一心」則至誠心の義也一心本願の名號に歸する心を誠の心と名る也信樂は深心也深く信する心を體とす欲生我國を廻向發願心と名く（上ノ七）

となし、「五段鈔」（二左）の如きも、全く兩者を同視するが故に、宗祖の場合に比して其の本質的立場を異にし、其の釋義に於て、「阿彌陀經」の必然的位置を決定するに至らぬ缺點を蓄はへてゐる。即ち我々は此等の釋義に映じて、宗祖の信境展開に於ける必然の道程を、「釋家之意」と云へるに見るのではなからうか。

六

斯くて我々は此所に宗祖に於ける信境展開の窮極的なるものとしての「信樂」の論證に向はねばならない。然るに宗祖のそれは、上來論じ來りたるが如く、「觀經」の至誠心釋に於ける自利利他の判釋に端を發して、「行々相對」に見らるる要弘の釋を檢討し、其れを決定する心の批判を願意のもとに辿つて隱顯釋を構成し、これを三願轉入の機に實證し、斯くて隱の義による至誠心釋に據して、「大經」の三信のそれぞれに「疑蓋無雜」なることの證を得て、其の領解に基き之を論主の一心に通せしめ（此れ後番の問答）、又論主の一心を按じて、字訓を用ひ三信悉く其れが「疑蓋無雜」の唯一信樂たることを論證してゐる。（これ前番の問答）即ち斯くて此所に「信樂」に於ける「眞宗學」の純一なる統一を「選擇廻向之直心」として領解し、この過程を別序に見らるる、

「夫以獲得信樂發起自如來選擇願心開闡真心顯彰從大聖於哀善巧」(自釋)

と云へるに應せしめたものと考へられる。若し然らば釋尊敎説の三經に従ひ、此所に即ち「論家釋家」の宗義の統一を得て、「一心、華文」を開き、七祖敎學組織の骨格を整備することとなるであらう。

然るに「信卷」にあつて宗祖が特に「信樂」の解説論證に專注するは、云ふ迄もなく今の「三一問答」であるが、此の問答は既に「信卷」に於て往相廻向の「大信」の本質を明し終り、曇鸞・善導等の敎學に其の證左を裏付けて、「行卷」の「大行釋」に應じ、これを、

「爾者若行若信無有一事非阿彌陀如來清淨願心之所廻向成就非無因他因有也可知」(自釋二)

と結び、次に「行一念釋」に應じて信相の決定を明す「信一念」の釋に至る中間に於て、「信卷」の任務より暫く獨立して、其の本質の論證に向ひ、斯くて此所に「信樂」の内容を具體化して特設せられたものである。然るに此の論證に於ける三一の問答は、三信のそれぞれが、各個に「疑蓋無雜」なることに一致を見出し、機受に於てこの疑蓋無雜の三心(信)が「信樂」の一心に歸することを主眼としてゐる。即ち「觀經」の三心が深心の一に歸することは、傳統にあつて諸々に其の解説の存するものあり、例せば元祖の「三部經釋」の加き、

「三心と云は一には至誠心二には深心三には廻向發願心也三心は區に分れたりと云へども要を取

詮を簡て是を云ば深心に收めたり」(和語燈錄一) (ノ五丁左)

等とあり、この三心と「大經」の三心との一致を説くものは又既に存すると雖も、「大經」の三心自らにとりては、「願成就文」に一念とあれど、其れは元祖にとりて必ずしも「信一念」に非ず、又論主の「一心」も、それが「信樂」との間に同異の論證を経たるを傳統の上に覓むることは不可能である。されば此等は、此所に必然的なる證明の論證を得なくてはならぬこととなるであらう。

① 「選擇集」第五、「念佛利益章」(本ノ二十) (五丁左) を参照せられたし。

然るに此所に於て、宗祖の周到細密なる領解は、此の論證を二つの立場に於て明し、三信を解するに當つて先づ機受の立場を眺め、これに配するに論主の一心を以てし、

「問如來本願已發至心信樂欲生誓何以故論主言一心也答愚鈍衆生解了爲令易彌陀如來雖發

三心涅槃眞因唯以信心是故論主合三爲一歟」(自釋) (二一左)

と述べて、本願の脚照に浴せる衆生至心の内容が、

「言至心者至者即是眞也實也誠也心者即是種也實也」(同上)

と字訓に依つて吟味せられ、「信樂」が又、

「言信樂者信者即是眞也實也誠也滿也極也用也重也審也驗也宣也忠也樂者即是欲也願也愛也悅也歡也喜也慶也」(同上) (二一上)

と訓せらるべき内容を持ち、「欲生」は、

「言欲生者欲者即是願也樂也覺也知也生者即是成也作則羅反則落反藏落反爲也起也行也始也設也生也爲也興也」(同二右)

と分解せられ、斯くて其の内容を整理するときは、其の各々が「疑蓋無雜」なることを跡付けられ、

「今按三心字訓眞實心而虛假無雜正直心而邪偽無雜眞知疑蓋無間雜故是名信樂信樂卽是一心也一心卽是眞實信心是故論主建言一心也」(自釋二二左)

と決定せらるるに至つてゐる。

② 字訓釋の内容に就いては、從來精細の考察あれば今は省略する。

斯くて宗祖はこの一心として領受せらるる三心(信)の源にたどり、此の「信樂」に歸する三信そのものが、其の表現を得るに至る根底に於て如來の願心にあることを、至誠心釋の自力他力に得たる見解より、其の字句までも借り來りて論攷し、「至心」、「信樂」、「欲生」の三信共に其の根源、「至心」が、

「至德尊號爲其體也」(自釋二二右)

と眺められ、「信樂」はこの如來の

「利他廻向之至心爲信樂體也」(自釋二四右)

と云はれ、「欲生」も亦この如來の

「以眞實信樂爲欲生體也」(自釋 二五右)
と論せられて、其の願心の根源に齊しく「疑蓋無雜」たることを論證してゐる。

〔これ即ち「觀經」三心の隱彰義を根據としての考察であるが、「文類聚鈔」に今と同意の問答に續いて、二經三心一異に關し、之を直ちに一致せしめてゐるが、これが隱彰義によるは明らかで、元祖及び其の門下の直ちに同一とするものとは趣を異にしてゐる。〕

即ち斯くて此所に如來願心の表現としての三信が其の疑蓋無雜に於て統一を持ち、「信樂」に於て、

「如來悲憐苦惱群生海^{ヲテ}以無碍廣大淨信廻施諸有海^ニ是名利他眞實信心^ニ」(自釋 二四左)

と示されて衆生に接し、衆生の信樂をあらしむる所、此所に「疑蓋無雜」なる論主の一心と顯現せられて、如實修行相應の一心の領解を完成するに至ると云ふことが出来るであらう。されば誠に本願を知らしむるものは又遂に本願それ自からでなければならぬ。衆生の信は斯くてそれが此の領解にまで辿らしめられる所に「如來選擇願心」と、「大聖矜哀善巧」の感激があり、この本願の信樂解了に關して「論家釋家」の宗義の存して、よく宗祖をして「一心華文」を開かしむる。即ち宗祖に於ける領解の發展は、斯くて先づ元祖門下入信に於ける領解そのものが、其れを携へて宗祖の佛敎史

をたどる所に、善導の「三心釋」はその至誠心の釋に到りて自力他力の判を得しめ、要弘の見解は、この自力他力の批判を據として「教頓機漸」の「小經」釋に釋家傳統の正意を開顯するに不充分なるを認めしむるに至り、遂に一經隱顯の義を決定せしめて廢立に替り、此所に却つて「小經」の三經に於ける位置を決定して三願轉入の領解を成立せしめる。即ち、斯くてこの精神が「大經」の三心を解説せしめて、如來の願心の「疑蓋無雜」なるに接する所、論主の所謂如實修行相應の一心に觸れしめ、此所に「信樂」は機受に於て「疑蓋無雜」の一心として領受せられ、「選擇廻向之直心」、「本願力廻向之信心」等と主張せらるるに至る。斯くて此の一心の領解が、其の至極の價值を反省せしむる所、遂に「信卷」の、

「夫レ按スルニ眞實信樂ニ信樂ニ有二一念一念者トハ斯顯信樂開發時尅之極促彰廣大難思慶心也（自釋二八左）

との表現を眺め、宗祖の領解は此所に窮まりて、其の己證を顧みる所、已に論家、釋家の背景の基礎付けを承認せしめてゐる。然るに論家は自から曇鸞を携へ、曇鸞によりて宗祖に接し、又曇鸞を通じて龍樹教學の源頭を仰ぎ、釋家又上道綽の景仰より端を發して、下源信の指南によれる「偏依善導」の元祖に憑り、誠④に宗祖の讚仰せる七祖教學の傳統は、此の一心の領解を據として、「正信偈」の、

「印度西天之論家、中夏日域之高僧、顯大聖興世正意、明如來本誓應機（自釋十六左）

なることを實證せしめてゐると見ることが出来るであらう。

③④ 右の具體的事情に就いての見解は拙著「行信の體系的研究」(一五四)参照を乞ふ。

されば、斯くて「三心釋」の創見が展開して、「信樂」の領解の普遍的基礎付けに向ふところ、其所に眞實行信の實證に關し、一心の「信樂」は此所に方便のそれを批判し、此の「信樂」の受持を樞軸として「本典」六卷は、其の組織を得るに至りしものと考へることが出来ないであらうか。

七

以上、宗祖に於ける斯様な信境の展開が、古來の學說中にその考察を闕如せる儘、如上の如き道程をかりに辿るものとすれば、此の領解の跡に具體的な展開を遂げたものが七祖の教學であり、従つて我々はこの展開の事實を其の選擇に従つて、「信樂」の論證過程に體系的な檢討を企てねばならないであらう。即ち我々はこれが考察への基礎的立場を此所に概観して、次の研究への旅立ちとなし、其の傾向を論じて從來に於ける貧しき研鑽の後を承け、諸賢の是正を希つて、此所に忙中呵筆、あらあら寄稿の約を塞ぐ次第である。

(昭和十・九・二四稿)